

公立大学法人岩手県立大学 令和5年度計画（変更後全文）

第四期中期計画事項別の年度計画

I 大学の教育の質の向上に関する目標を達成するための措置

1 教育の質の向上等に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容・方法・成果に関する目標を達成するための措置

ア 教育内容及び方法

No.	第四期中期計画	令和5年度計画（変更後）
1	<p>四大学部・研究科及び短期大学部（以下「学部・研究科等」という。）において卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）をアセスメント・ポリシーに基づき継続的に点検・評価し、これに基づき教育課程を改善する。また、情報化やグローバル化の進展による価値観の多様化や、地域課題への取組などこれからの社会を見据えた教育課程を体系的に編成し、その実践に効果的な教育方法を展開する。併せて、いわて高等教育地域連携プラットフォーム等の場を活用して地域が求める人材像を明らかにし、その構成機関と連携しながら、地域で活躍できる人材の育成を目指した教育課程の充実を図る。</p> <p>〈達成状態（評価指標）〉</p> <p>(1-1) 学部・研究科等においてディプロマ・ポリシーの点検・評価が行われるとともに、これを踏まえた教育課程が編成され、効果的な教育方法によって展開されている。（教育課程アセスメント結果報告書）</p> <p>(1-2) データサイエンスの基盤としての情報リテラシー及び異文化理解・異文化交流のため語学、文化等の多面的なリテラシー育成の教育課程が編成され、効果的な教育方法によって展開されている。（教育課程アセスメント結果報告書）</p> <p>(1-3) 地域で活躍する人材育成を目指した教育課程が、より効果的に改善の上、展開されている。（改善された教育プログラム）</p>	<p>1 学部・研究科等の人材育成目標やディプロマ・ポリシーをアセスメント・ポリシーに基づき点検・評価し、これからの社会を見据えた教育課程となるよう、体系的な編成に向けて検討する。</p> <p>2 教育課程に基づいた有効な教育実践のため、本学教員が教育上の重要な法制度や概念を理解し、本学の規程に従った教育実践・授業運営を支援する「授業運営ガイドライン（仮称）」を作成する。</p> <p>3 いわて高等教育地域連携プラットフォーム等の場を活用して、地域企業や団体等との連携による本学教育プログラムの拡充の可能性を検討する。</p>

イ 学修成果

No.	第四期中期計画	令和5年度計画（変更後）
2	学部・研究科等及び高等教育推進センターにおいて、教育分野に係る各種データを	1 学部・研究科等及び高等教育推進センタ

<p>活用しながら、アセスメント・ポリシーに基づき、教育課程に係る学修成果の把握と分析、評価に取り組む。また、アセスメント方法の点検・評価と必要な見直しによりその改善を図る。教学IRセンターにおいては、これら学修成果の把握等の検討の材料となる全学アンケート等の実施とデータ収集及び分析を行う。</p> <p>〈達成状態（評価指標）〉</p> <p>(2-1) 学修成果把握の指標として利用できるアンケート制度等が整備されている。学部・研究科等及び高等教育推進センターにおいて学修成果が適切に把握され、点検・評価の報告書が公表されている。(教育課程アセスメント結果報告書)</p> <p>(2-2) 学部・研究科等及び高等教育推進センターにおいてアセスメント方法の点検・評価と必要な見直しが行われている。(教育課程アセスメント結果報告書)</p> <p>(2-3) 教学IRセンターにおける教育関係データ収集や分析等の成果が、学部・研究科等及び高等教育推進センターに有効に活用されている。(教学IRセンターの活動実績等に関する報告書)</p>	<p>一は、教学IRセンターのデータを活用しながら、アセスメント・ポリシーに基づいた教育課程の点検・評価を実施し、その結果を学内外に公表する。</p> <p>2 学部・研究科等及び高等教育推進センターは、アセスメント・ポリシーの評価方法を検討し、必要な改善を行う。</p>
--	--

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

ア 教育の実施体制の整備

No.	第四期中期計画	令和5年度計画（変更後）
3	<p>学生が自らの学修状況を把握し、情報端末等を活用しながら主体的に学修を継続・発展させることが可能となるよう、学内情報システムとしてのLMS（ラーニング・マネジメント・システム）や、ラーニング・コモンズ等の学内学修環境における設備・サービスの充実を図る。また、これからの社会に対応するために必要とされる数理・データサイエンス・AIや語学等を修得するための補足的教育や発展的教育を展開する。図書資料をはじめとする学術情報資料の電子化の進展等の現状を踏まえ、学術情報基盤と学生の主体的学修を支援する場としてのメディアセンターのあり方について検討を行い、その充実を図る。さらに、大学院をはじめとする教育研究組織に係る点検・評価を行うとともに、地域社会のニーズを把握し、これらを踏まえて必要な見直しを行う。</p> <p>〈達成状態（評価指標）〉</p> <p>(3-1) 学内情報システムとしてのLMS（ラーニング・マネジメント・システ</p>	<p>1 メディアセンター（図書館）のあり方の検討に向け、現状と課題の把握を行う。</p> <p>2 LMS（ラーニング・マネジメント・システム）の、教育、学修への活用状況を把握し、活用促進へのサポートを行う。</p> <p>3 これからの社会、世界に対応するために必要なリテラシーとしての数理・データサイエンス、語学、アカデミック・スキルズ（大学教育を受けるために必要なライティング、リーディング、プレゼンテーションなどの技術）を獲得するための補足的教育や発展的教育の機会を整備する。</p>

	<p>ム) や、ラーニング・コモンズ等の設備・サービスが整備され、また活用されている。(教育環境の整備・活用等に関する報告書、卒業年次生アンケートによる教育環境への満足度：毎年度 90%以上)</p> <p>(3-2) 数理・データサイエンス・AI や語学等を修得するための補充的教育や発展的教育が展開されている。(教育環境の整備・活用等に関する報告書、卒業年次生アンケートによる教育環境への満足度：毎年度 90%以上)</p> <p>(3-3) 学術情報資料の今後の電子化の進展に対応するメディアセンターのあり方についての方向性が示され、その充実に向けて必要な改善が行われている。(教育環境の整備・活用等に関する報告書)</p> <p>(3-4) 地域社会のニーズの把握とともに、教育研究組織の点検・評価と併せて定員を含めた組織のあり方の見直しが行われている。(教育研究組織の検討・実施結果)</p>	<p>4 学部・研究科等に対する地域社会のニーズを把握する。</p>
--	---	------------------------------------

イ 教育力の向上

No.	第四期中期計画	令和5年度計画 (変更後)
4	<p>教職員が教育研究において担う役割・活動に対して求められる知識や技術を体系化する。教職員の能力向上を図るため、全学的にFD (ファカルティ・ディベロップメント)・SD (スタッフ・ディベロップメント) を継続的に実施する。学部・研究科等及び高等教育推進センターにおいては、その専門性に応じ、より実践的なFDに取り組む。また、教員の教育研究力を発展させるため、サバティカル研修制度の積極的な活用を推進する。</p> <p>〈達成状態 (評価指標)〉</p> <p>(4-1) 授業の内容及び方法並びに教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を行うための教職員の課題や、求められる知識・技術が体系化されている。(FD・SDの実施状況等に関する報告書)</p> <p>(4-2) 教職員の能力向上のため、FD・SDやサバティカル研修制度が改善され、積極的に活用されている。(FD・SDの実施状況等に関する報告書)</p> <p>(4-3) 学内情報システムや情報機器等を活用した教育研究活動が行われ、効果を上げている。(教育環境の整備・活用等に関する報告書、卒業年次</p>	<p>1 教育研究活動等を適切に把握・評価するために、LMS (ラーニング・マネジメント・システム) と授業アンケートのあり方を検討する。</p> <p>2 学内で行われているFD・SDの実績を集約して内容を分析し、それらが教育研究において教職員が担う役割や活動に資するものとなっているかを検討する。</p>

	生アンケートによる教育環境への満足度：毎年度 90%以上)	
--	-------------------------------	--

2 入学者の受入れに関する目標を達成するための措置

No.	第四期中期計画	令和5年度計画（変更後）
5	<p>入学志願者の動向や教学 I R データ等に基づき学部・研究科等の入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）をはじめ、入学者選抜制度、志願者確保の取組、全学的な運営体制等に関する点検・評価と必要な見直しを行う。また、能動的な探究心を持つ多様な入学者の確保のため、高等学校等の教育機関や行政機関、企業等と連携しながら、より効果的な入学者選抜制度への見直しや志願者確保のための取組を展開する。</p> <p>〈達成状態（評価指標）〉</p> <p>（5－1）志願者動向や教学 I R データ等に基づき、アドミッション・ポリシーを含めた入学者選抜の点検・評価と必要な見直しが行われている。（改善された入学者選抜要項、学生募集要項等の公表資料）</p> <p>（5－2）能動的な探究心を持つ多様な入学者確保のための入学者選抜制度・志願者確保の取組等が実施されている。（改善された入学者選抜要項、学生募集要項等の公表資料）</p>	<p>1 令和5年度入学者選抜の志願者動向に係る全学的な点検・評価を実施し、その結果を踏まえ、選抜制度及び志願者確保に係る必要な改善に取り組む。</p> <p>2 令和4年度の高大連携事業の実施結果に係る点検・評価結果を踏まえながら、高等学校との連携の下に継続的に出張講義や大学見学、高校教員と本学教員との意見交換などの事業を実施する。</p>

3 学生への支援に関する目標を達成するための措置

(1) 修学支援・生活支援に関する目標を達成するための措置

No.	第四期中期計画	令和5年度計画（変更後）
6	<p>一人ひとりの学生が、安心かつ充実した学生生活を送ることができるよう、国・県の施策などを踏まえた経済的な支援を継続して実施していくとともに、本学独自の経済的支援を必要に応じて見直しながら継続して実施する。また、学生が主体的に取り組む地域貢献に資する地域づくりやボランティア活動、スポーツや文化振興などの課外活動について、後援会、地元企業、本学関係者等の協力を得ながら学生の活動を支援する。加えて、多様な学生の個性を尊重し、学生が自分らしい学生生活を送ることができるよう現状と課題を整理しながら、生活上の困難、悩み、不安を抱える学生、合理的な配慮を要する学生等に対する支援の充実に取り組む。</p> <p>〈達成状態（評価指標）〉</p>	<p>1 学生が安心して修学継続できるよう国や大学独自の授業料減免や奨学金制度及び支援事業を活用した経済的支援を適切に行う。</p> <p>2 後援会や地元企業、本学関係者等の協力を得ながら課外活動の支援を行う。</p> <p>3 学生支援委員会等において各学部と本部との連携を図り、現状と課題を整理しながら学生生活の支援を行う。</p>

	<p>(6-1) 学生のニーズに応じた経済支援や学生生活支援が行われている。(卒業年次生アンケートにおいて学生生活が充実したとする肯定的な意見の割合：毎年度 90%以上)</p> <p>(6-2) 生活上の困難、悩み、不安を抱える学生、合理的な配慮を要する学生等に対して、きめ細かい相談支援を行う体制ができている。(卒業年次生アンケートにおいて学生サポートサロンの利用満足度：毎年度 90%以上)</p> <p>(6-3) 多様な学生の個性に対する理解を深める取組が行われている。(策定されたガイドライン、多様な学生の個性に対する理解促進のための啓発活動の実施報告書)</p>	<p>4 令和4年度に開催した学生との意見交換会の結果を踏まえ、学生の意見を聴く仕組みを構築・試行し、学生の意見を聴く機会のあり方を検討する。</p> <p>5 学生サポートサロンの運営及び相談対応を着実に実施する。また、特別な支援を要する学生に対し、適切に配慮された支援を提供する。</p> <p>6 L G B T等に対する相談支援を実施するほか、ガイドラインの検討を進め、学内の意識醸成に取り組む。</p>
--	--	--

(2) 進路支援に関する目標を達成するための措置

No.	第四期中期計画	令和5年度計画 (変更後)
7	<p>キャリア教育やインターンシップ等を通して社会情勢に応じた学生の就業力の育成を図るとともに、教学I Rのデータ等を活用した就業力の評価によるキャリア教育等の更なる充実を図る。また、学生からの相談記録を学籍に基づいてデータベース化する等、業務のシステム化を図るとともに、個々の学生の希望に沿った進路支援を行う。加えて、学生の就職活動動向を分析し、県や経済団体等の関係機関と連携した合同企業等説明会や業界セミナーの開催、インターンシップの参加促進等、県内就職に向けた効果的な取組を行い、県内定着の促進を図る。</p> <p>〈達成状態 (評価指標)〉</p> <p>(7-1) 学生の就業力育成のため、教学I Rのデータ等を活用した学生の就業力の評価が行われ、キャリア教育等の充実に取り組んでいる。(策定された就業力の評価基準)</p> <p>(7-2) 個々の学生の希望に沿った進路支援が行われている。(卒業年次生に対するアンケートにおいて、就職先は希望どおりだったと回答した学生の割合：毎年度 80%以上)</p> <p>(7-3) 県や経済団体等の関係機関と連携した取組により、学生への県内企業の周知がなされ、理解が深まっている。(県内就職率：令和10年度 53.5%以上、県内出身者の県内就職率：令和10年度 65%以上)</p>	<p>1 「インターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組の推進に当たっての基本的考え方」(令和4年6月13日一部改正 文部科学省・厚生労働省・経済産業省)を踏まえたインターンシップへの対応を行う。</p> <p>2 教学I Rのデータ等を活用した学生の就業力の評価に向けて、評価指標及び手法の検討に着手する。</p> <p>3 学生の進路相談記録について、学籍情報に基づいて蓄積・管理できるようデータベース化を行い、運用を開始する。</p> <p>4 学生の進路支援及び県内就職促進のため、合同企業等説明会等を企画し実施する。また、学生の県内就職に係るこれまでの取組を整理し課題を把握する。</p>

II 大学の研究及び地域・国際貢献に関する目標を達成するための措置

1 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究の水準に関する目標を達成するための措置

No.	第四期中期計画	令和5年度計画（変更後）
8	<p>研究水準の向上を図るため、競争的研究資金を活用しながら、本学の特色を生かした学際的な研究、現代社会や地域社会の課題解決につながる実学・実践を重視した研究に重点的に取り組むとともに、研究活動に関する研究環境や条件を整備するための方針を策定し、研究環境等の改善を図る。</p> <p>〈達成状態（評価指標）〉</p> <p>(8-1) 学際的な研究領域による本学の特色を生かした研究や国内外で評価される独創的な研究が行われている。(科学研究費助成事業等の採択件数：計画期間終了時の年平均115件以上)</p> <p>(8-2) 現代社会や地域社会の課題解決につながる実践的な研究が行われている。(自治体、企業等との共同研究、受託研究の件数：共同研究 計画期間終了時の年平均58件以上、受託研究 計画期間終了時の年平均9件以上)</p> <p>(8-3) 研究活動に関する環境や条件を整備するための方針を策定し、研究環境等の改善が進められている。(策定された方針、改善事例：計画期間終了時の累計3例)</p>	<p>1 本学の特色を生かした学際的な研究に取り組むため、学内競争研究費の在り方を見直し、実施するとともに、自治体などが抱える課題を解決する実践的な研究に取り組む。</p> <p>2 研究活動に関する研究環境や条件を整備するための方針策定に向けた全学組織を設置し課題抽出等、具体の検討に取り組む。</p>

(2) 研究の成果に関する目標を達成するための措置

No.	第四期中期計画	令和5年度計画（変更後）
9	<p>研究成果について、学会発表や論文投稿をはじめ、機関リポジトリへの掲載や展示会への出展等によりその可視化や国内外への積極的な発信を行い、また、研究成果に基づく知的財産の創出を図ることにより、社会への還元を促進する。</p> <p>〈達成状態（評価指標）〉</p> <p>(9-1) 研究成果が可視化され、国内外に広く知られている。(機関リポジトリ登録件数：計画期間終了時の累計480件以上)</p> <p>(9-2) 研究成果が社会への還元を目指して積極的に発信されている。(研究成果の認知度向上を目指し改善された発信方法)</p>	<p>1 研究成果の可視化のため学内研究者の情報を研究者情報システムに集約し、研究業績の更新や機関リポジトリ、Webサイト、各学部紀要、展示会等で研究成果を広く発信する。</p> <p>2 知財財産の権利創出につながるよう啓発活動を実施する。</p>

	<p>(9-3) 本学学生や教職員の研究成果として、知的財産が創出されている。 (発明届受理件数：計画期間終了時の年平均7件以上、特許出願数：計画期間終了時の年平均6件以上)</p>	
--	--	--

(3) 研究の実施体制に関する目標を達成するための措置

No.	第四期中期計画	令和5年度計画 (変更後)
10	<p>競争的研究資金の応募を促進するため、積極的な資金情報の収集やコーディネート機能などの支援体制の充実強化に取り組む。また、岩手県立大学等における公的研究費の不正防止計画に基づき、研究費に関するコンプライアンス教育や不正防止に向けた啓発活動等の取組を推進することにより、研究費の適正な管理・運営を徹底し、研究活動における信頼性の確保・向上を図る。</p> <p>〈達成状態 (評価指標)〉</p> <p>(10-1) 競争的研究資金の応募率向上に向けコーディネートなどの支援体制が充実強化している。(応募率：計画期間終了時の年平均全教員の88%以上)</p> <p>(10-2) 不正防止に向けた恒常的な取組が行われている(教職員を対象とした研究費コンプライアンス研修会等報告書)</p>	<p>1 国や民間企業等の公募情報を幅広く収集し、効果的な情報提供をするとともに、教員へのマッチングの効率化を図る。</p> <p>2 科学研究費補助金の活用を促進するため採択率向上のため「科研費採択率向上支援チーム」の機能を強化し、取組を推進する。</p> <p>3 本学における研究活動の信頼性の確保・向上を図るため、安全保障輸出管理を着実に運用するとともに、e-ラーニング等による研究倫理教育等、教職員の研究倫理の意識向上を図るための取組を推進する。</p>

2 地域・国際貢献に関する目標を達成するための措置

(1) 地域・国際社会への貢献に関する目標を達成するための措置

ア 地域社会への貢献

No.	第四期中期計画	令和5年度計画 (変更後)
11	<p>自治体や地域団体等との協働により、地域課題解決に向けた調査研究を推進し、その研究成果を地域社会に実装する取組や地域課題解決に取り組む自治体職員を支援する取組を推進する。また、地域ニーズに対応した社会人専門教育を実施するとともに、県民向けに生涯学習の機会を提供する公開講座や、Society5.0の実現に向けて求められる学びとして、数理・データサイエンス・AI等のリテラシーに関する講座や児童・生徒を対象とするプログラミング講座等を実施する。</p> <p>〈達成状態 (評価指標)〉</p> <p>(11-1) 地域課題解決に向けた調査研究が活発に行われ、研究期間終了後のフ</p>	<p>1 自治体等と連携した地域課題解決に向けた共同研究等を実施するとともに、研究活動終了後の追跡調査等の取組により研究成果の地域社会への実装を促進する。</p> <p>2 地域課題解決に向き合う自治体職員の学び合いの場を継続的に提供し、自治体職員の課題解決能力の向上や学び直しに対する意識醸成を図る。</p>

	<p>フォローアップ調査等の実施などにより、その成果を地域社会に実装する取組が促進されるとともに、地域課題解決に取り組む自治体職員を支援する取組が行われている。(地域協働研究等の研究成果及びフォローアップ調査等結果報告書、いわて総合政策研究会の開催実績報告書)</p> <p>(11-2) 社会人向けに実践的・専門的な学びを提供する場として、学部・研究科等及び高等教育推進センターの独自性を生かした講座が提供されている。(社会人対象講座の開講数：計画期間終了時の年平均10講座以上、受講者数：計画期間終了時の年平均1,200人以上)</p> <p>(11-3) 県民向けに現代社会の知識・教養を提供する場として、様々なテーマの講座が提供されている。(公開講座の開催実績報告書)</p> <p>(11-4) Society5.0の実現に求められるリテラシーとして、数理・データサイエンス・AI等の講座やプログラミング等を習得できる機会が提供されている。[「数理・データサイエンス・AI塾」及び各種プログラミング講座等の開催実績報告書]</p>	<p>3 地域ニーズに対応した学部等の特性や専門性を生かした社会人専門教育を実施するとともに、本学の特性を生かした公開講座やデジタル社会におけるリテラシーの向上を図る講座等を継続して開催する。</p>
--	--	--

イ 国際社会への貢献

No.	第四期中期計画	令和5年度計画 (変更後)
12	<p>多文化を理解する力とコミュニケーション能力及び国際感覚を涵養する教育課程を編成するとともに、学生が多様な国・地域の文化に触れ、活動することができる機会や制度を整備することにより、国際化に対応できる人材を育成する。また、海外の教育研究機関との連携や研究交流等により学術研究の国際化を推進し、国際交流協定機関との交流を拡充するとともに、地域社会の国際化を支援するため、県内の国際交流団体との連携を強化する。さらに、本学における国際交流の推進のあり方や推進体制の強化について、全学的な方針の下にその戦略を定め、国際交流活動の一層の充実を図る。</p> <p>〈達成状態 (評価指標)〉</p> <p>(12-1) 多文化を理解する力とコミュニケーション能力並びに国際感覚を涵養するための語学教育及び国際教育プログラムの教育課程が編成されている。(語学教育及び国際教育に関する学生アンケートの満足度)</p> <p>(12-2) 学生が主体的に多様な国・地域の文化に触れ、活動することができる</p>	<p>1 本学における国際交流の推進のあり方や推進体制の強化について、全学的な方針の下に戦略を定める。</p> <p>2 語学教育について点検・評価し、多文化を理解する力とコミュニケーション能力、及び国際感覚を涵養するための教育課程の編成に向けた検討を行う。</p> <p>3 研究者間の国際的な研究交流を推進するため、国際学会等への参加を促進する取組を行う。</p>

	<p>機会や支援制度が整備され、利用する学生が増加している。(国際文化交流事業及び留学制度を活用する学生数)</p> <p>(12-3) 研究者間の国際的な研究交流が進んでいる(国際学会発表件数、国際交流協定機関との人的交流実績数)</p> <p>(12-4) 国際交流に関する戦略の下に取組が行われている。(策定された戦略、戦略に基づく取組状況報告書)</p>	
--	---	--

(2) 産学官連携の強化に関する目標を達成するための措置

No.	第四期中期計画	令和5年度計画 (変更後)
13	<p>産業界や自治体等との連携により、地域産業を支える高度技術者の養成を図るための最新技術等に係る講座を開催するとともに、本学に隣接する集積企業との連携体制を整備し、研究や人材育成等の取組を推進する。また、知的財産の活用促進の取組などにより、産学共同プロジェクトやオープンイノベーションを推進する。さらに、これらの取組を推進していくために必要な体制の充実強化を図る。</p> <p>〈達成状態 (評価指標)〉</p> <p>(13-1) 最新技術等に係る地域産業人材の育成の取組が産業界や自治体等と連携して実施されている。(高度技術者養成講座の受講者数：計画期間終了時の年平均延べ100人以上)</p> <p>(13-2) 本学に隣接する集積企業との連携体制が確立され、様々な取組が実施されている。(集積企業との取組実績：計画期間終了時の年平均5件以上)</p> <p>(13-3) 産学共同プロジェクトを展開し、本学の保有する知的財産が活用されている。(ライセンス契約件数：計画期間終了時5件以上)</p> <p>(13-4) 産学共同プロジェクトやオープンイノベーションを推進するために必要な知的財産や法務等に係る体制について充実強化が図られている。(知的財産の効果的活用に係る検討及び取組状況報告書)</p>	<p>1 産学官の連携により、地域産業のニーズ等を踏まえた高度技術者養成講座を開催する。</p> <p>2 大学に隣接する集積企業との連携による研究や人材育成等の取組について検討を進めるとともに、連携事業を試行的に実施する。</p> <p>3 専門家の協力の下、知的財産の活用促進を図っていくための体制の実現に向けた検討を進める。</p>

3 重要な地域課題の解決に向けた取組に関する目標を達成するための措置

No.	第四期中期計画	令和5年度計画 (変更後)
14	「北いわて産業・社会革新ゾーンプロジェクト」の推進に向け、全学的な研究や人	1 北いわて産業・社会革新ゾーンプロジェ

<p>材育成等により、将来を見据えた地域課題の解決や地域社会の未来を担う人材の育成など地域貢献に資する活動を展開する。また、防災や危機管理、大規模災害からの復旧・復興に関する地域課題の解決を支援するため、防災復興支援センターを設置し、関係自治体と連携しながら防災・復興に関する調査研究や人材育成、学生ボランティア活動支援等の取組を推進する。</p> <p>〈達成状態（評価指標）〉</p> <p>(14-1) 北いわて地域において、多様な主体の協働によるプロジェクトが展開されている。(プロジェクトの取組件数：計画期間終了時の年平均5件以上)</p> <p>(14-2) 防災復興支援センターの取組が県内各地で展開されている。(防災復興支援センターにおける調査研究や人材育成等の取組実績報告書)</p>	<p>クトの推進に向けて、東京大学等との連携による「共創の場形成支援プログラム」(COI-NEXT)に県とともに参画し、学びの拠点整備やまちづくり学習、再生可能エネルギーの活用による産業振興等に係る研究等に取り組む。</p> <p>2 防災復興支援センターを設置し、地域防災力の向上や災害マネジメントサイクルのモデル作成、防災DX等の防災・復興に係る調査研究のほか、人材育成やボランティア活動支援に取り組む。</p>
---	--

Ⅲ 法人経営に関する目標を達成するための措置

1 法人経営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

(1) 法人経営の改善に関する目標を達成するための措置

No.	第四期中期計画	令和5年度計画（変更後）
15	<p>教育研究環境や地域社会のニーズの変化に対応した法人経営を行うため、理事長、学長、副学長等による協議を適時適切に行い、迅速かつ的確に意思決定するとともに、新たな課題に対応するために必要な取組の企画や実施を行う組織等を設置する。また、法人経営のガバナンス機能を高めるため、主要な会議委員への外部有識者の活用を図るほか、外部有識者からの意見などを取り入れる機会を積極的に設ける。教職員が働きやすい環境を構築するため、ICTを活用した教育研究を支援するサービスを広く展開し、業務を効率的かつ効果的に支援する学内情報システムの整備を行うとともに、働きやすい職場づくり、男女共同参画をより一層推進するための具体的な方針を新たに策定し、その方針に基づき、次世代育成支援及び女性活躍推進のための一般事業主行動計画の改定やワークライフバランスのための各種支援制度の充実等に取り組む。</p> <p>〈達成状態（評価指標）〉</p> <p>(15-1) 全学的な新たな課題への対応を検討するための組織等を設置し、課題に対する取組内容が検討されている。(対応の方向性が取りまとめられ、具体的な取組が進められている課題数：計画期間終了時の累計3</p>	<p>1 迅速かつ的確に意思決定するため、大学運営会議や、必要に応じて理事長・学長・副学長会議等を開催する。</p> <p>また、ガバナンス機能の高い法人経営を行うため、外部有識者を構成員に含む役員会議や経営会議等を定期的に開催する。</p> <p>2 特定課題対応準備室において、国際交流に係るワンストップサービスの提供や研究面での国際交流の推進、滝沢市IPUイノベーションセンター入居企業等との連携、カーボンニュートラルに向けた脱炭素の取組の推進等についての検討を進め、推進体制や取組内容について、一定の方向性を取りまとめる。</p> <p>3 各種業務の効率化に向け、電子決裁やク</p>

	<p>件以上)</p> <p>(15-2) 教育研究及び日常業務を実施するためのクラウドが利用できる環境が整備されている。(第6次岩手県立大学情報システム整備計画に基づく整備報告書)</p> <p>(15-3) 各種業務の効率化に係る学内情報システムが整備されている。(第6次岩手県立大学情報システム整備計画に基づく整備報告書)</p> <p>(15-4) 働きやすい職場づくり、男女共同参画をより一層推進するための具体的な方針が新たに策定され、取組が進められている。(働きやすい職場づくり、男女共同参画をより一層推進するための新たな方針)</p> <p>(15-5) 男女共同参画やワークライフバランスなどのための取組が実施され、教職員が働きやすい職場環境の整備が進んでいる。(次世代育成支援及び女性活躍推進のための一般事業主行動計画に定める目標値 教職員管理職に占める女性の割合：計画期間終了時 25%以上、男性職員の育児休業率：計画期間終了時 20%以上)</p>	<p>ラウド環境移行等に向けた検討を行い、具体的な実施計画をまとめる。</p> <p>4 ダイバーシティ推進室を設置し、ダイバーシティ推進に関する基本方針を策定するとともに、ワークライフバランスや男女共同参画に関する意識を高めるため、育児や介護等をテーマに、研修会を開催する。また、育児や介護の関係制度を周知するため、教職員が利用可能な制度に関する手引きを更新し、学内 Web サイトに掲載する。</p>
--	---	--

(2) 教職員の確保・育成に関する目標を達成するための措置

No.	第四期中期計画	令和5年度計画 (変更後)
16	<p>大学設置基準等に定められた教員数を維持しつつ、教育研究の質の維持・向上を図っていくため、教育研究に関する優れた実績や能力を有し、本学の建学の理念等への理解があり、社会へ貢献する人材を計画的に確保する。なお、年齢構成、ジェンダーバランス、実務経験などの多様性にも配慮する。また、教職協働による法人経営・大学運営を推進するため、設置団体への職員派遣の要請及び専門人材の活用なども含めた法人職員の計画的な採用を行い、事務局の職員体制を確保するとともに、計画的にSDを行い、事務局職員の育成に取り組む。</p> <p>〈達成状態 (評価指標)〉</p> <p>(16-1) 教員定数管理計画及び事務局職員定数管理計画に基づき、計画的な教職員の採用、配置が行われているとともに、次期 (第五期) 中期計画期間中の教員及び事務局職員定数管理計画の検討が行われ、策定されている。(第四期中期計画期間における教員及び事務局職員定数管理計画に定める定員の充足率：毎年度 90%以上、第五期中期計画期間における教員及び事務局職員定数管理計画)</p>	<p>1 教員の採用や昇任について、学長・副学長と各学部・研究科等及び高等教育推進センターとの事前協議を通じて、教員定数管理計画との整合性や教員の年齢構成、ジェンダーバランスなどの多様性に配慮しながら計画的に実施する。</p> <p>2 事務局職員の採用、異動、昇任について、事務局職員定数管理計画との整合性やジョブローテーションによるキャリア形成、マネジメント層への法人職員の配置などに留意し計画的に実施する。</p> <p>3 事務局職員の資質能力の向上に資するため、実務能力向上研修や階層別研修等の年度計画を策定し、研修を実施する。</p>

	<p>(16-2) 事務局職員の高度化等に向け、岩手県立大学事務局人材育成ビジョン&プランの見直しが行われている。(岩手県立大学事務局人材育成ビジョン&プラン改訂版)</p> <p>(16-3) 教職協働を推進するため、上記岩手県立大学事務局人材育成ビジョン&プランを踏まえた体系的な研修計画に基づき、事務局職員の育成、能力向上が図られている。(必修研修の受講率：毎年度 75%以上、所属別研修の実施に伴う研修費の執行率：毎年度 85%以上)</p>	
--	---	--

(3) 事務等の効率化・合理的な執行に関する目標を達成するための措置

No.	第四期中期計画	令和5年度計画 (変更後)
17	<p>法人経営に関わる事務等の効率化・合理化を促進するため、学内情報システムを活用した業務の効率化等を推進する体制の充実、職員が情報スキルを獲得するための研修等の機会の提供に取り組むとともに、業務マニュアルの導入、業務手順の見直し等により、定型業務の標準化、効率化を図り、業務改善を恒常的・継続的に推進する。</p> <p>〈達成状態 (評価指標)〉</p> <p>(17-1) 学内情報システムの効果的な運用を推進するため、学内情報システム運営センターによる全学的な情報システムの運営が行われている。 (改定された学内情報システム運営センター運営要領)</p> <p>(17-2) 情報スキルを教職員が日常業務に活かすための情報スキル研修会等の機会を提供する。(研修会等実施報告書)</p> <p>(17-3) 業務マニュアルの点検や整備、業務手順の見直し、ペーパーレス化等により、業務の効率化の取組が進められている。(業務の効率化に関する表彰件数：毎年度 1 件以上、計画期間終了時の累計 6 件以上)</p>	<p>1 各所属で業務の効率化や業務マニュアルの点検、新たな業務マニュアルの整備について検討を行い、検討結果を事務局会議において各所属から報告することにより、業務の効率化等の手法について事務局内で情報共有を図る。</p> <p>2 情報システム運営センターで取り扱う議題や課題を整理し、学内の情報システム環境を継続的に整備していくための体制を整える。</p> <p>3 教職員の業務スキル向上を目的とした研修プログラムを検討し、試行的に実施する</p>

2 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 自己収入の確保に関する目標を達成するための措置

No.	第四期中期計画	令和5年度計画 (変更後)
18	<p>自己収入の確保を図るため、授業料の適切な収納に努めるとともに、同窓会や産業界等に対し、寄附金の使途等の周知も図りながら、未来創造基金への支援要請を定期</p>	<p>授業料等の学生納付金の適切な納入について、保証人等に働きかけるとともに、寄附金等</p>

	<p>的に行うほか、社会状況の変化や他大学の動向等を踏まえ、必要に応じて学生納付金の改定の検討等を行う。また、学内活動の施設利用状況を踏まえ、地域住民等学外者による体育施設等の利用促進に向けた取組を行うことにより、適正な利用料のもと、施設の有効活用を進める。</p> <p>〈達成状態（評価指標）〉</p> <p>(18-1) 授業料等学生納付金の収納が適切に行われている。(授業料等学生納付金の収納率：毎年度 99.9%以上)</p> <p>(18-2) 未来創造基金への寄附金の積立が進んでいる。(計画期間終了時の累計 第三期中期計画期間中の未来創造基金受入額と同額以上の寄附額)</p> <p>(18-3) 体育施設などの利用の促進に向けた取組が推進されている。(外部の施設利用件数：計画期間終了時の年平均 110 件以上)</p>	<p>の自己収入源の確保・増収のため、寄附金の具体的な使途の紹介も行いながら、寄附制度の周知を図る。</p>
--	---	--

(2) 予算の効率的かつ適正な執行に関する目標を達成するための措置

No.	第四期中期計画	令和5年度計画（変更後）
19	<p>本計画の達成に向け、教育研究の質の維持向上を図りつつ、財務内容の一層の健全化、予算の効率的な執行を確保するため、自己点検・評価及び財務諸表分析の実施、毎年度の予算編成方針の作成等により、事業の集中と選択、教職員のコスト意識の涵養等に取り組む。また、学内業務の効率化及び資源の適正配分を進めるとともに、人件費を除く一般管理費にシーリングを設定し、経常的経費の削減に取り組む。</p> <p>〈達成状態（評価指標）〉</p> <p>(19-1) 予算編成過程において、スクラップ・アンド・ビルドを意識した予算調製作業が行われている。(毎年度の予算編成方針)</p> <p>(19-2) 人件費を除く一般管理費の削減が行われている。(第三期中期計画期間最終年度である令和4年度と本計画期間最終年度である令和10年度の予算比6%の削減)</p> <p>(19-3) 会計に関する諸規程に基づき予算が適正に執行されている。(会計監査人監査結果報告書)</p>	<p>令和6年度予算編成方針により、事業の集中と選択、教職員のコスト意識の涵養等に取り組むとともに、人件費を除く一般管理費にシーリング△1.0%を設定し、令和6年度予算に係る経常的経費の削減に取り組む。</p>

3 自己点検・評価・改善及び情報の提供に関する目標を達成するための措置

(1) 内部質保証制度の充実に関する目標を達成するための措置

No.	第四期中期計画	令和5年度計画 (変更後)
20	<p>全学内部質保証方針に基づき、内部質保証システムによる全学的なPDCAサイクルを継続的に運用する。学部・研究科等及び高等教育推進センターにおいては専門分野別外部評価の実施により、改革・改善を推進する。これらを踏まえて、内部質保証システムを検証し、全学内部質保証方針を改定する。さらに、大学運営及び教育研究組織に係る現状と課題を整理し、組織運営に係る共通認識を図り、全学的な組織改革を進める。加えて、次期認証評価受審に向けた体制の整備を進めるとともに、改定後の全学内部質保証方針を反映した第五期中期計画を策定する。これら内部質保証に係る取組により、教育研究、地域・国際貢献及び法人運営等の改善を図る。</p> <p>〈達成状態 (評価指標)〉</p> <p>(20-1) 全学内部質保証方針を改定し、内部質保証システムの改善を図っている。(改定された全学内部質保証方針)</p> <p>(20-2) 全学内部質保証方針に基づき、全学横断的に分野ごとのPDCAサイクルを継続的に運用している。(各事業年度に係る業務実績の概要報告書)</p> <p>(20-3) 専門分野別外部評価と全学的評価ヒアリングを活用し、学部・研究科等及び高等教育推進センターにおけるPDCAサイクルを継続的に運用している。(専門分野別外部評価の概要報告書)</p> <p>(20-4) 大学運営及び教育研究組織に係る現状と課題を踏まえた全学的な組織改革ロードマップを作成し着手している。(組織改革ロードマップ、組織改革進捗報告書)</p>	<p>1 令和4年度に受審した認証評価の結果を踏まえ、全学的に必要な改善に向けた施策を検討し、取組スケジュールを策定の上で着手する。</p> <p>2 第四期中期計画を反映させた内部質保証の取組推進に向けて、全学内部質保証方針を一部改定するとともに、中期計画と年度計画の全学的な自己点検・評価、分析の手続を整理する。</p>

(2) 情報公開・情報発信の充実に関する目標を達成するための措置

No.	第四期中期計画	令和5年度計画 (変更後)
21	<p>ブランド力の向上を図るため、令和4年度に策定した広報方針に従って広報戦略を策定し、広報の対象及び目的、本学の強みを明確にした上で、各種広報媒体を活用し、戦略的に情報を国内外に発信する。また、令和10年度に迎える開学30周年の機会をとらえ、「建学の理念」の下で培われてきた教育研究活動の成果を広く発信する。さらに、社会に対する説明責任を果たすため、法人経営の情報を適切に公開する。</p>	<p>1 第四期中期目標を踏まえた広報方針に従って、本学の強み・本学らしさを明らかにした上で、広報戦略を策定するとともに、事務局の広報推進体制の整備に向け、その役割、人員配置について協議する。</p> <p>2 統一的な広報媒体としてタグラインを制</p>

	<p>〈達成状態（評価指標）〉</p> <p>(21-1) 広報方針に従って広報戦略を策定し、広報推進体制が整備されるとともに、学外ウェブサイトが刷新されている。(広報戦略、広報推進体制に係る規程、刷新された学外ウェブサイト)</p> <p>(21-2) 広報方針、広報戦略に基づいて各部局が本学の強み、本学らしさを生かした情報発信を継続的に行っている。(広報活動記録)</p>	<p>作し、本学の主要な情報発信媒体であるウェブサイトについて、ウェブアクセシビリティ方針を策定する。</p>
--	---	---

4 その他法人経営に関する重要目標を達成するための措置

(1) 施設・設備の整備、活用等に関する目標を達成するための措置

No.	第四期中期計画	令和5年度計画（変更後）
22	<p>社会や環境の変化に対応した良好な教育研究環境の整備、カーボンニュートラルへの対応等を推進していくため、岩手県立大学滝沢キャンパス再生計画（仮称）等や学内ニーズ、さらには省エネルギー、脱炭素化への貢献の視点も踏まえながら、教育研究に必要な施設・設備の整備・拡充、機能の充実等に取り組むとともに、教育研究及び業務を実施する上で必要な光ファイバーケーブル網の更新などの情報ネットワークの基盤整備に取り組む。また、学生寮や教職員の宿舎についても、適切、効率的に維持管理を行い、快適な環境を提供することにより、入居者数の確保に努めるとともに、他用途による一部教職員の宿舎の活用策の検討等を行い、有効利用の取組を進める。</p> <p>〈達成状態（評価指標）〉</p> <p>(22-1) 岩手県立大学滝沢キャンパス再生計画（仮称）等を踏まえ、具体的な施設・設備の整備等に係る年次計画が検討され、その年次計画に基づき工事が実施されるなど、施設・設備が適切に管理されている。(施設・設備の整備等年次計画の進捗率：毎年度 100%)</p> <p>(22-2) 施設・設備の更新等により、本学における省エネルギー、脱炭素化が進んでいる。(カーボンニュートラルに向けた取組を推進するために新たに整備された全学的な体制、カーボンニュートラルに向けた取組実績報告書)</p> <p>(22-3) 全学的に情報ネットワークの基盤が再構築されるとともに、屋外通信環境が整備されている。(第6次岩手県立大学情報システム整備計画に基づく整備報告書)</p>	<p>1 滝沢キャンパス再生計画（仮称）を策定するとともに、施設・設備の整備等に係る年次計画を策定し、施設の効果的な維持修繕や計画的な大規模改修工事等を実施する。</p> <p>2 滝沢キャンパス職員用宿舎の有効活用に向けて、令和4年度に専門業者から提案された活用策の実現可能性を検討し、方向性を決定する。</p> <p>3 学内における無線通信環境の拡充を進める。また、ネットワーク帯域の増強に向けた利用状況の把握・分析を行う。</p>

	(22-4) 学生寮が有効に活用されている。(各学生寮入居率：毎年度 90%以上)	
--	---	--

(2) 安全管理等に関する目標を達成するための措置

No.	第四期中期計画	令和5年度計画 (変更後)
23	<p>学生及び教職員の安全確保及び健康の保持増進を図るため、定期的な健康診断及びストレスチェックを実施する。健康診断等の結果を踏まえ、学生に対しては、健康で充実した大学生活を送れるよう、健康サポートセンターにおいて、心身の健康の自己管理について指導、支援を行う。教職員に対しては、ストレスによる健康リスクの低減を図るため、心身の健康に影響を与えるストレスの状況を所属単位で把握し、ストレス要因の改善等に向けた取組を進める。加えて、安全で衛生的な職場環境を確保するため、職場巡視により、職場の危険箇所等の把握、改善等に取り組む。また、防災対策と危機管理対策について、必要な対策を講じるとともに、情報セキュリティ対策については、その方針と規程を適宜改定し、日常的及び定期的な取組を進めるほか、各種データの保全対策を図りつつ、有効利用できる仕組みを確立する。</p> <p>〈達成状態 (評価指標)〉</p> <p>(23-1) 定期的な健康診断等の実施により、学生及び教職員の健康状況等が把握され、必要な指導が行われている。(学生、教職員ストレスチェック提出率：毎年度各 90%以上)</p> <p>(23-2) 防災訓練を通じ、有事に際しての自身の役割を認識し、災害発生時に迅速で適切な対応が可能となる体制が確保されている。(安否確認訓練参加率：毎年度 80%以上)</p> <p>(23-3) 危機管理対応指針に基づき、必要な対策を講じるため、リスクマネジメントに関する研修等への参加が計画的に行われている。(リスクマネジメントに関する学外研修の受講者数：計画期間終了時の累計 6 名)</p> <p>(23-4) クラウド環境を前提として、各種データが保全され有効利用できる仕組みが整備されるなど、情報セキュリティに係る方針と規程の改定が行われている。(改定されたセキュリティ・ポリシー)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 学生及び教職員の安全確保及び健康の保持増進を図るため、定期的な健康診断及びストレスチェックを実施する。 2 職場環境の点検等を行い、職場の危険箇所等の把握、改善等を進め、安全で衛生的な職場環境を確保する。 3 災害発生時に迅速で適切な対応が可能となるよう安否確認訓練や被害回避行動訓練、自衛消防隊の初期行動訓練や情報連絡訓練を実施する。 4 近年の情報セキュリティの脅威を想定した情報セキュリティに係る方針と規約の見直しに着手する。

(3) 法令遵守、人権意識の向上に関する目標を達成するための措置

No.	第四期中期計画	令和5年度計画 (変更後)
24	<p>適正かつ健全な法人経営を行うため、事務局におけるコンプライアンス意識啓発のための情報共有を定期的実施するとともに、公正な研究活動や適正な予算執行のための定期的な研修等の開催に取り組むことにより、教職員のコンプライアンス意識の徹底を図る。学生サポートサロンやハラスメント相談窓口を通じて、多様な悩みを抱える学生やハラスメントに対する教職員の相談支援を行うとともに、ハラスメントに関する申立て事案に関する調査等を行うハラスメント防止対策委員会を運営し、ハラスメントの防止等に取り組む。また、人権侵害防止についての意識の向上を図るため、多様性の尊重やハラスメントの防止等に関する研修会の開催に取り組む。</p> <p>〈達成状態 (評価指標)〉</p> <p>(24-1) 研究費コンプライアンスの研修やe-ラーニングによる研究倫理プログラムなどが実施され、教員の研究費コンプライアンス意識が高い水準で維持されている。研究倫理を順守し、公正な研究活動が行われている。(e-ラーニング履修率：毎年度 100%)</p> <p>(24-2) 事務局でコンプライアンスの取組が定期的実施され、事務局職員のコンプライアンス意識が高い水準で維持されている。(事務局におけるコンプライアンス取組の日の実施率：毎年度 100%)</p> <p>(24-3) ハラスメント防止対策に係る研修が実施され、教職員のハラスメント防止に対する意識が高い水準で維持されている。(本計画期間終了時点でのハラスメントに対する学長措置件数が第三期中期計画期間中の件数未満)</p>	<p>1 本学における研究活動の信頼性の確保・向上を図るため、安全保障輸出管理を着実に運用するとともに、e-ラーニング等による研究倫理教育等、教職員の研究倫理の意識向上を図るための取組を推進する</p> <p>2 事務局職員のコンプライアンスに関する意識啓発を図るため、毎月15日を「コンプライアンス確立の日」に設定し、所属長訓示や職員スピーチ等の取組を行う。</p> <p>3 人権侵害防止についての意識の向上を図るため、多様性の尊重やハラスメントの防止等に関する研修会を開催する。</p> <p>4 セクシュアルハラスメントを含む性暴力等の防止に向けた取組を推進するため、性暴力等の行為者に対する懲戒等の基準を制定する。</p>

IV その他地方独立行政法人法に定める法定事項

1 予算

(1) 予算

令和5年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	6, 6 0 7
運営費交付金	3, 7 5 4
諸補助金	3 7 3
自己収入	1, 6 2 3
授業料、入学料及び入学検定料	1, 5 0 7
その他の収入	1 1 6
受託研究等事業収入	1 2 1
目的積立金取崩	7 3 4
支出	6, 6 0 7
業務費	5, 0 3 2
教育研究費	4, 9 7 8
地域等連携費	5 3
一般管理費	1, 4 5 3
受託研究等事業費	1 2 1

注) 単位未満を切り捨て処理しており、計は必ずしも一致しない。

[人件費の見積り]

期間中総額3, 2 6 8百万円を支出する。(退職手当は除く。)

(注1) 上記金額は、役員報酬並びに教職員給料、諸手当及び法定福利費に相当する費用である。

(注2) 岩手県からの派遣職員を除く教職員の退職手当は、公立大学法人岩手県立大学職員退職手当規程に基づいて支給することとする。その額は各事業年度の予算編成過程において岩手県の「職員の退職手当に関する条例」(昭和28年岩手県条例第40号)に準じて算定され、所要額が運営費交付金として措置されるものである。

(2) 運営費交付金算定ルール

第三期中期計画期間における経営実績や剰余金の留保状況等を踏まえ、大学運営に係る所要額を算定し、必要となる運営費交付金の額を算定している。

(注1) 人件費については、教育研究費及び一般管理費に含まれている。

(注2) 共通の経費については、面積割及び人員割等の合理的な方法により按分している。

2 収支計画

令和5年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	6, 6 1 0
経常費用	6, 6 1 0
業務費	5, 8 5 6
教育研究費	2, 1 9 6
地域等連携費	5 3
受託研究費等	1 2 1
役員人件費	2 3
教員人件費	2, 6 2 7
職員人件費	8 3 3
一般管理費	5 9 6
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	1 5 7
臨時損失	0
収入の部	7, 2 2 5
経常収益	5, 7 9 8
運営費交付金収益	3, 7 5 4
授業料等収益	1, 4 7 6
受託研究費等収益	1 2 1
補助金収益	3 3 0
寄附金収益	5
財務収益	1
雑益	1 1 1
臨時利益	1, 4 2 7
純利益	6 1 5
目的積立金取崩	7 3 4
総利益	1, 3 4 9

注) 単位未満を切り捨て処理しており、計は必ずしも一致しない。

3 資金計画

令和5年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	6,607
業務活動による支出	6,452
投資活動による支出	154
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	6,607
業務活動による収入	6,607
運営費交付金による収入	3,754
補助金による収入	373
授業料及び入学検定料等による収入	1,507
受託研究等による収入	121
その他の収入	116
前年度よりの繰越金	734
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0

注) 単位未満を切り捨て処理しており、計は必ずしも一致しない。

V 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

10億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故等の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることを想定する。

VI 出資等に係る不要財産等の処分に関する計画

なし

VII VIに規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

VIII 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設設備の改善に充てる。

Ⅸ 岩手県地方独立行政法人法施行細則で定める業務運営に関する事項

1 施設設備に関する計画

中期目標及び中期計画を達成するために必要となる業務の進捗状況を踏まえ、施設設備の整備や老朽度合等を勘案した改修等を行う。

2 人事に関する計画

教育研究の質の向上を図るため、広く国内外から優れた教職員を確保するとともに、大学の理念及び目的の実現に貢献する意欲的な教職員を育成する。また、併せて、人件費の抑制に努める。